

議 事 内 容

専務理事	第 88 回常設審議委員会の定刻となりました。 本日は会長が欠席ですので、副会長に代理をお願いしております。 それでは、副会長ご挨拶をお願いします。
副会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 88 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 17 名に対し 14 名の出席をいただいております。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・6 件のほか、「農地取得に係る国籍把握について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員をお願いします。 書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
議長	はじめに、〇〇農業委員会から 2 件続けてお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 4 - 1、5 - 1 について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-2~5-4について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-5について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-6について、資料に沿って説明)

議長 農地法第4条関係1件、第5条関係6件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 調整池が4ヶ所あって、一番低いところに2ヶ所作られるということで、調整池の構造自体がよく分からないですけど、これは下の田んぼに影響しないんですか。ここに調整池作ると崩れそうですけどね。法面のところに掘るんでしょう。

〇〇農業委員会 11ページの航空写真を見ていただいたら分かるかと思うんですけど、横に山林がございます。その山林に農道があって、その横に水路を個人的に作られていて、最終的にそこに流れるようになっております。

- 〇〇委員 水が溜まると法面が水圧で崩れやすくなると思うんですよ。護岸をすれば別ですけど。そういう計算をされているのでしょうか。
- 〇〇農業委員会 計画外のところが低いという訳ではありません。一番下のところの色が変わっていますが、隣の土地とこの土地は同じ高さです。棚田のように見えますけど、一番下の計画地以外のところと、この下段は水平になっています。
- 〇〇委員 分かりました。
- 〇〇委員 期間は何年間ですか。
- 〇〇農業委員会 許可後から3年間で計画をされています。
- 〇〇委員 契約はされているのでしょうか。いつからいつまでなのですか。
- 〇〇農業委員会 期間は3年後の1月末までと聞いております。いつからというのが書けなくて、許可後からという形です。
- 〇〇委員 その人たちは、許可が下りるか下りないか分からないのに貸し付けるということですか。今何を作られているのですか。
- 〇〇農業委員会 今はWCSを植えられています。
- 〇〇委員 3年間とあっても残土がまだ残っていれば再度延長するという可能性もあるのでしょうか。こういうのは契約書をきちんと作っておかないといけないんじゃないかなと思います。
- 〇〇農業委員会 契約書には許可後から3年間としか書かれていなくて、事業が終わらなかつたら自動更新をされる形になっています。今回は貸付人の形状変更の意味合いもあります。今の農地ではオリーブを植えられないというところがあるので、貸付人は農地の利便性の向上、借受人も残土処分場というところで両者の目的が合致して今回の申請になっています。
- 〇〇委員 オリーブを植えるというのは期間が終わってからの話で、オリーブにしても水稻にしても延長をされれば待ってもらわないといけないので、事務局としては期間ははっきりしていないといけないと思います。
- 〇〇農業委員会 申請日は6月20日になっております。両者の使用貸借期間は、契約書の中には、農地の転用、許可日から3年間とすると書いてあります。

- 〇〇委員 11 ページに、田んぼが6枚ありますが、これに3年後にオリーブどうこうって話ですけど、この面積が8反いくらですよ。そこに今の状態で残土を持ってきて、そしてオリーブを3年後に植えるってことですか。
- 〇〇農業委員会 3年後に終われば植えるという形です。
- 〇〇委員 これだけ面積が広いと、例えばこの田んぼの上に1m埋め立てても8,000 m³、2mだったら16,000 m³入りますよね。それで実際に畑としてオリーブを植えられるなら、残土が石混じりとか耕作用にならないものではなくて、よっぽどの精緻な残土を持ってこないとおリーブを植えられないですよ。この作り土を全部、例えば20cmずっと剥いで、そして埋めていって、基準の高さまで持っていったらまたその耕作土の作り土をまたその上に乗っけてとか、そういうことを繰り返しないと、ガラ石ばかりだったら地主さんと大問題になります。自分たちのところもたまにこういう関係のものがあります。だから農業委員会として、必ず現地確認とか地主さんとこの会社の関係を確認するなどをおこなないと、ちょっと心配されるなという感じがします。
- 〇〇農業委員会 一応、近くでされてるところは、表土を剥いで別のところに置いて、中のものは分類して入れられているということは確認しております。この業者さんは、この前の雨のときもちゃんと見て回られております。土砂流出とかは絶対あってはいけないので、ここは特にうちも気をつけていますので必ず見ております。今後も気をつけて見ていこうと思っております。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 雨水については川に流すということで、区長さんたちの同意はもらっておられるのですか。
- 〇〇農業委員会 はい、区長及び隣接所有者の承諾書は取得済みです。
- 〇〇委員 もし災害があったときには、その辺がないと区としても大変だろうと思ひまして。分かりました。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 雨水排水について、ふとんかごを敷いて突発的に水が出ないような措置だと思いますけど、その後の流出先が、水路に放流とかそこら辺の表現はないようで、写真を見ても水路のようところが分からないので、もう少し説明いただけたらと思います。自然的地下浸透っていう形なんでしょうか。
- 〇〇農業委員会 5-3、5-4につきましては、市の都市計画課の方に開発届を提出されておりますが、ふとんかごを設置してくださいという指導のもとに業者の方が対応されたということで、特に水路に流すというような指導は受けていないので、そのまま流出するというふうになっております。
- 〇〇委員 北側に貯水エリアとありますが、ここに流れてくるのですか。
- 〇〇農業委員会 〇〇の都市計画開発届の中で、22ページの右上にあるように、一番北側の方に貯水エリアを設けられることになっております。雨が流出したところに当たって崩れないように、モルタルの吹き付けをされます。また、高さが違う配管を3本入れて、流量が増えた場合には、畦畔を崩さ

ないようにその配管から流れていくようにして、その下にふとんかごを設置するというふうに、市の指導のもと改善をされました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請のホームセンター及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	賃借料が反当90万円とのことですが、相場的にはどんなでしょうか。私は高値だと思うのですが。
〇〇農業委員会	私も結構な金額だなと思うんですけども、申請書に反当90万円との記載がございます。相場についてはぱっと出てこないんですけども、こういった大規模開発の場合、うちでは所有権移転の方が多いので、過去いくらぐらいで設定されているかは今資料を持ち合わせてないので分かりません。申し訳ありません。
〇〇委員	ただ状況を聞きたかったもので。ありがとうございました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「農地取得に係る国籍把握」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)

議長	最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	皆さま、お疲れさまでした。 次回は8月17日になりますので、ご予約をお願いします。

14時40分